（前のページより続き）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の事務所の所在地を変更した件（同四三）　八四
○道路に関する件（近畿地方整備局六一～六四）　八五
○道路に関する件（中国地方整備局四四～四六）　八五
○道路に関する件（四国地方整備局四六）　八六
○道路に関する件（九州地方整備局四七、四八）　八六
○道路に関する件（北海道開発局一二三～一二七）　八六
○道路に関する件（沖縄総合事務局一七、一八）　八六

〔官庁報告〕

官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八七
沖縄総合事務局公示（沖縄総合事務局）　八七

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責関係　八七
特殊法人等
工事一部完了（東日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社）、日本弁護士連合会懲戒の処分、型式部材等製造者の認証、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　九四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　九五
会社その他
会社決算公告　九六

省　令

○財務省・経済産業省令第二号　九六

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十一号）の施行に伴い、及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第二十一号の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　林　幹雄

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第六号中「第二十一号」を「第二十二号」に、第十八条中「第四条」を「第五条」に改める。

附　則

この省令は、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第四十一号　九六

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十九条の二（同法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項及び第四十九条の四並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三の四第一項第一号中「十万四千五百七十円」を「十万四千九百五十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百九十円」を「五万七千三十円」に改め、同条第二項中「十万四千五百七十円」を「十万四千九百五十円」に、「五万二千二百九十円」を「五万二千四百八十円」に、「五万六千七百九十円」を「五万七千三十円」に、「二万八千四百円」を「二万八千五百二十円」に改める。

第二十八条第一号ロ(3)(ⅳ)中「(ⅳ)に」を「(ⅴ)に」に改める。

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第七条第三項中「五万六千七百九十円、四万二千五百九十円又は二万八千四百円」を「五万七千三十円、四万二千七百七十円又は二万八千五百二十円」に改め、同条第四項中「十万四千五百七十円、七万八千七百十円又は五万二千四百八十円」を「十万四千九百五十円、七万八千四百三十円又は五万二千二百九十円」に改める。